

令和7年度第2回豊川市公契約審議会次第

令和8年1月19日（月）
午後2時00分から
委員会室（本庁舎3階）

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 入札制度改革の取組みについて
 - (1) 契約保証及び前払金（中間払金を含む）保証の電子化の取組みについて
 - (2) 土木工事における熱中症対策等の取組みについて
 - (3) 週休2日工事の取組みについて
- 4 前回の審議内容、答申（案）について
- 5 閉会

【資料等】

豊川市公契約審議会配席図

豊川市公契約審議会構成員

契約保証及び前払金（中間払金を含む）保証の電子化の取組みについて

【資料1】

土木工事における熱中症対策等の取組みについて【資料2】

週休2日工事の取組みについて【資料3】

前回の審議内容について【資料4】

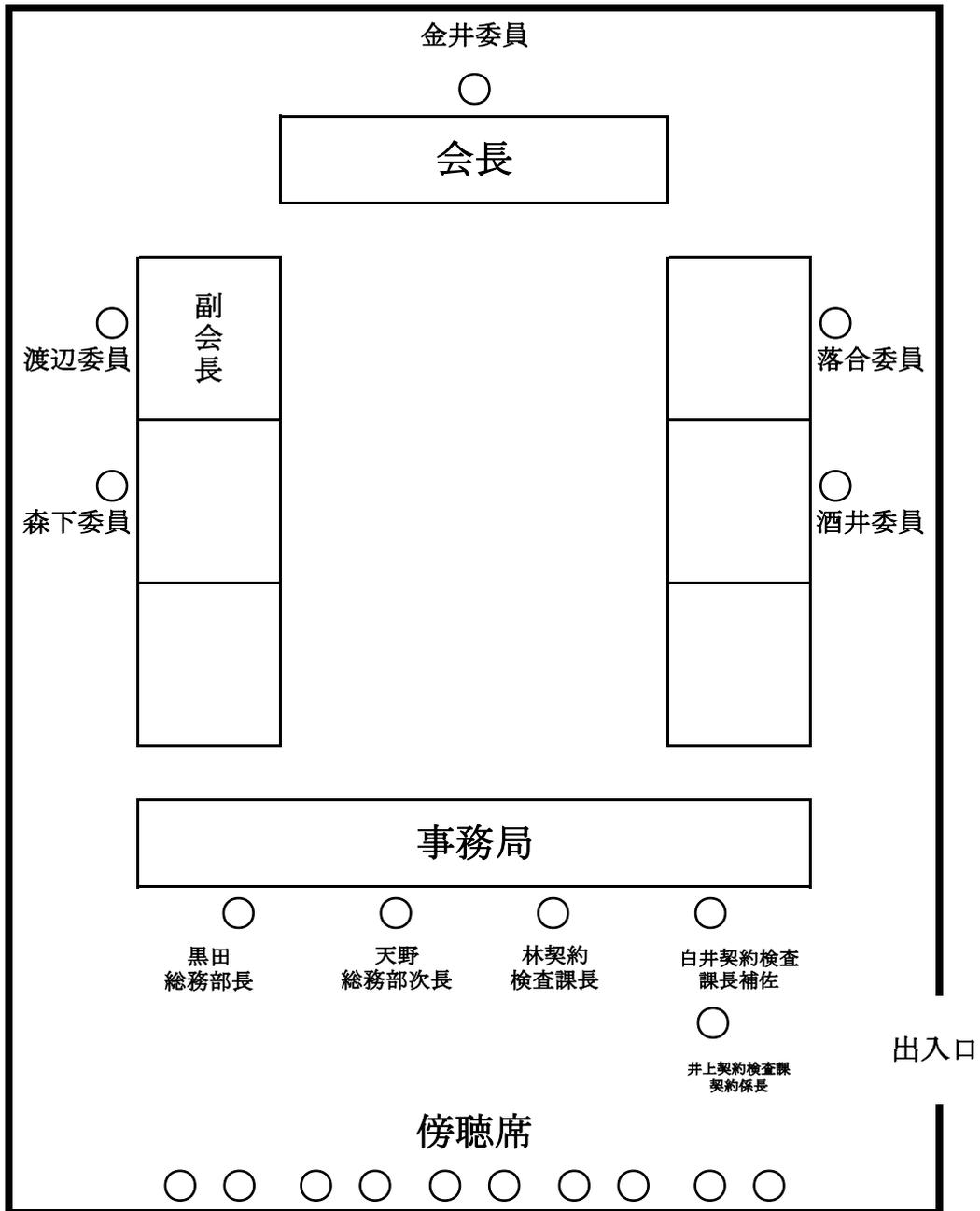
令和8年度労働報酬下限額について 答申（案）

令和7年度第2回豊川市公契約審議会配席図

令和8年1月19日(月)

午後2時00分から

委員会室(本庁舎3階)



豊川市公契約審議会構成員

(会長、副会長、以下50音順)

構成員	氏名	区分	組織・団体
会長	金井 幸子	学識経験者	愛知大学 法学部准教授
副会長	渡辺 裕一郎	学識経験者	愛知県社会保険労務士会 三河東支部
委員	落合 利夫	事業者代表	豊川商工会議所 建設関連部会 部会長
	酒井 雅喜	労働者代表	日本労働組合総連合会 愛知県連合会 三河東地域協議会 事務局長
	森下 保 (*1)	事業者代表	豊川商工会議所 専務理事
	横田 考正 (*2)	労働者代表	愛知県労働者福祉協議会 東三河支部 支部長

任期：R6.9.27～R8.9.26

(*1) 任期：R7.11.1～R8.9.26

(*2) 任期：R7.10.22～R8.9.26

契約保証及び前払金（中間前払金を含む）保証の 電子化の取組みについて

【取組み】

令和 7 年 4 月 1 日から本市が発注した建設工事等の受注者の契約事務における負担軽減及び効率化を図るため、契約保証及び前払金（中間前払金を含む。）保証における保証証書について、電子化対応での提出を可としました（従来どおり紙媒体による提出も可能）。

【対象とする保証証書】※保証会社（東日本建設業保証株式会社）の保証

- ・ 契約保証に係る証書
- ・ 前払金保証に係る証書
- ・ 中間前払金に係る証書

【電子保証証書提出までの流れ】

- ① 保証の申込（受注者 → 保証会社）
- ② 保証契約の締結（受注者 ⇔ 保証会社）
- ③ 電子保証証書を閲覧するための認証キー（暗証番号）の取得（保証会社 → 受注者）
- ④ 認証キーを提出（受注者 → 豊川市）

電子保証実績（令和 7 年 1 1 月末までの契約：東日本建設業保証株式会社分）

契約種別／保証区分	前払金保証（300万円以上対象）				契約保証（500万円以上対象）			
	全体 件数	申請件数	電子保証		全体 件数	申請件数	電子保証	
			件数	利用率			件数	利用率
工事	206	147	38	25.9%	192	121	38	31.4%
委託（コンサル）	76	10	6	60.0%	—	—	—	—
合計	282	157	44	28.0%	192	121	38	31.4%

土木工事における熱中症対策等の取組みについて

【取組み】

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されました。建設現場等における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、その対策が喫緊の課題となっています。そのため真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策等にかかる経費に関して、現場管理費の補正や共通仮設費の積上げをして、設計変更を行います。

《現場管理費の補正》

【対象工事】

- ・主たる工種が屋外作業である土木工事

【内容】

- ・受注者は、工事期間内における真夏日（日中の最高気温が30℃以上の日）の発生日数を、気象庁のホームページで確認して資料を作成します。その資料に基づき発注者は、補正值を確認し、現場管理費率を算出して設計変更を行います。

【具体例】※作業員個人に対する対策費用

- ・空調機能付き作業服
- ・冷感スプレー
- ・塩飴
- ・スポーツドリンク など

《共通仮設費（現場環境改善費）の補正》

【対象工事】

- ・愛知県建設局「積算基準及び歩掛表【土木工事編】」に基づき積算する工事において、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、その効果が期待できる屋外工事

【内容】

- ・受発注者間の協議により決定し、熱中症対策及び防寒対策に関する費用は、受注者により提出された見積書等の資料をもとに現場環境改善費として積上げ計上し、設計変更を行います。

【具体例】※工事現場の労働環境改善

- ・スポットクーラー
- ・扇風機
- ・テント付きの屋外休憩所 など

週休 2 日工事の取組みについて

【取組み】

建設業における担い手の確保・育成のため、令和元年度より豊川市が発注する工事の一部において、週休 2 日を導入し建設現場の環境改善を図る取組を行ってきました。令和 6 年 4 月 1 日からは建設業においても、労働基準法の改正に伴う罰則付きの時間外労働規制が適用され、益々、建設現場における労働環境改善の促進が発注者に求められています。令和 8 年 1 月 1 日から土木工事の対象工事については、通期の週休 2 日を廃止し、月単位の週休 2 日を適用します。

《月単位の週休 2 日》

【対象工事】

- ・土木工事

【内容】

・これまでの「通期の週休 2 日（工事の対象期間の現場閉所率 28.5%以上）」を廃止します。今後（令和 8 年 1 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う案件）は、工事の対象期間のすべての月ごとにおいて、4 週 8 休（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日））以上とする「月単位の週休 2 日」を適用します。

* 参考（週休 2 日工事の状況）

【取組件数】（対象とした件数）

年度	発注者指定型	受注者希望型
令和元年度（土木工事のみ）	1 件	—
令和 2 年度 //	5 件	—
令和 3 年度 //	4 件	—
令和 4 年度 //	7 件	—
令和 5 年度 //	11 件	16 件
令和 6 年度 土木工事 建築工事	85 件（対象工事は全て） 2 件	— —
令和 7 年度 土木工事 建築工事	92 件（対象工事は全て：見込み） 5 件（見込み）	— —
令和 8 年度 土木工事 建築工事	対象工事は全て 6 件（予定）	— —

前回の審議内容について

(令和8年度の労働報酬下限額については、下記のとおり審議されました。)

1 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

㉞【一般】公共工事設計労務単価設定あり

- ・公共工事設計労務単価の80パーセントを基準とした金額とする。
- ・公共工事設計労務単価が改正された場合は、労働報酬下限額も併せて改正する。

㉟【一般】公共工事設計労務単価設定なし

- ・設定のあった直近3年の普通作業員単価との比率を使用し、その割合を乗じた金額とする。
- ・今後、単価が示されなかった職種についても同様とする。

㊱【特別】未熟練者（見習い・手元等）・年金等受給者

- ・労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者は、業務委託契約・指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額の金額1,158円（1時間当たり）とする。

2 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

㊲【一般】

- ・地域別最低賃金の1.5パーセントを上乗せした金額1,158円（1時間当たり）とする。
- ・地域別最低賃金が改正された場合は、労働報酬下限額も併せて改正する。

㊳【特別】未熟練者（見習い・手元等）・年金等受給者

- ・【一般】業務委託契約・指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額の金額1,158円（1時間当たり）とする。

3 意見

- ・チラシの配布、制度ポスターの掲示による周知を継続して行うこと。
- ・外国の従事者に対する周知方法を工夫すること。

**令和7年3月適用の公共工事設計労務単価から算出した場合の
工事請負契約に係る労働報酬下限額**

**※令和7年3月適用の公共工事設計労務単価の80%で算出しており、
労務単価が改正された場合は、改正後の公共工事設計労務単価の80%
が労働報酬下限額となります。**

【工事請負契約】

(単位:円/1時間当たり)

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	2,920	27	普通船員	2,780
02	普通作業員	2,480	28	潜水士	4,910
03	軽作業員	1,910	29	潜水連絡員	3,300
04	造園工	2,520	30	潜水送気員	2,870
05	法面工	3,400	31	山林砂防工	3,530
06	とび工	3,190	32	軌道工	4,840
07	石工	3,310	33	型わく工	3,220
08	ブロック工	3,340	34	大工	3,340
09	電工	2,640	35	左官	2,920
10	鉄筋工	3,040	36	配管工	2,610
11	鉄骨工	3,010	37	はつり工	2,980
12	塗装工	3,140	38	防水工	3,090
13	溶接工	3,420	39	板金工	3,130
14	運転手(特殊)	2,950	40	タイル工	2,720
15	運転手(一般)	2,670	41	サッシ工	3,280
16	潜かん工	3,760	42	屋根ふき工	3,550
17	潜かん世話役	4,680	43	内装工	3,470
18	さく岩工	3,710	44	ガラス工	3,070
19	トンネル特殊工	4,590	45	建具工	2,800
20	トンネル作業員	3,280	46	ダクト工	2,710
21	トンネル世話役	4,630	47	保温工	2,980
22	橋りょう特殊工	3,520	48	建築ブロック工	3,502
23	橋りょう塗装工	4,010	49	設備機械工	3,070
24	橋りょう世話役	4,130	50	交通誘導警備員A	2,090
25	土木一般世話役	3,090	51	交通誘導警備員B	1,720
26	高級船員	3,520			

案

7 豊公審第〇号
令和8年 〇月 〇日

豊川市長 竹本 幸夫 様

豊川市公契約審議会
会長 金井 幸子

印

令和8年度労働報酬下限額について（答申）

当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

公共工事設計労務単価の80パーセントを基準とした金額とすることが望ましい。公共工事設計労務単価の設定がない職種については、設定のあった直近3年の普通作業員単価との比率を使用し、その割合を乗じた金額とすることが望ましい。

なお、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者は、業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額とすることが望ましい。

2 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

地域別最低賃金の1.5パーセントを上乗せした金額とすることが望ましい。

なお、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者についても同様に、地域別最低賃金の1.5パーセントを上乗せした金額とすることが望ましい。

3 付帯意見

労働報酬下限額を含め公契約条例に関する従事者の認識を高めるため、チラシの配布、制度ポスターの掲示による周知を継続して実施すること。特に、外国の従事者に対する周知方法を工夫すること。